

地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性・概要

気候変動枠組条約の下での国際交渉等において、すべての国が参加する新たな法的枠組みを遅くとも 2015 年（平成 27 年）に採択すべく議論を開始することが 2011 年（平成 23 年）末の COP17 で合意された。これを踏まえ、主要国の動向を踏まえつつそうした法的枠組みのあり方を探る。また、2010 年（平成 22 年）12 月に採択されたカンクン合意に基づき、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 国際交渉戦略検討事業

① 将来枠組み検討経費

歴史的責任論、一人当たり排出量、GDP 当たり排出量等の指標をベースとした様々な責任分担の各オプションにおける世界全体の社会・経済への影響や我が国としてのメリット・デメリット等を比較考量する。

② 将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査経費

中国、インド等の主要国との間で政策事例や研究成果の共有を行うことにより、国際的に我が国の立場、主張への理解を促し、主要国が参加可能な望ましい枠組みのあり方を探る。また、将来枠組みの活用を念頭に、途上国が必要とする適応策について、途上国のニーズに応じた先進国の有する知見、経験及び制度を調査する。

(2) カンクン合意の早期実施事業

① カンクン合意に基づく途上国支援事業

カンクン合意に基づいて削減対策や適応策の立案・実施能力向上を目的にアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換を行う。また、アジア・太平洋、アフリカの国等においてモデル的な低炭素開発戦略の策定等のために必要な予備的調査、情報共有等を行う。

② 緩和・適応の実施のために必要な国際支援事業

カンクン合意において設立が決定された緩和・適応の実施支援のための国際的な組織等の活動に貢献するための我が国の取組の検討や我が国の知見の提供等の支援を行う。

3. 施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減、将来枠組みの国際合意。

国際交渉の見通しと将来枠組みづくり(H25)

